

# NEWS LETTER

07  
2021

向暑の候、梅雨が明けも間近、木々の葉が生い茂る季節となりました。  
先日、経済産業省より中小法人・個人事業者のための【月次支援金】が発表されました。  
給付対象を満たせば業種・地域を問わず給付対象となります。  
リーフレットを同封しておりますので是非ご覧くださいませ。



## Special × feature

- ◆ 所得税の予定納税と減額申請
- ◆ インボイス発行のための事前登録申請
- ◆ 厚生労働省の履歴書様式例 性別欄を任意記載欄に変更
- ◆ 2020年の業種別夏季賞与1人平均賞与額

# 所得税の予定納税と減額申請

個人が、その年の所得税の一部として税務署から通知を受けた金額を、指定された期日までに納める「予定納税」という制度があります。この制度の概要と、通知を受けた金額を減額してもらう制度についてご案内します。

## 予定納税

### (1) 予定納税とは

税務署から通知を受けた金額を、その年の所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ。）の一部として納付する制度を、「**予定納税**」といいます。

この通知は、その年の前年分の所得金額や税額を基に計算した**予定納税基準額が15万円以上**である場合に、その年の6月15日までに税務署が書面により行います。

### (2) 納付する回数と納期

通知を受けた金額は、原則として7月と11月に納めます。1回あたりの納付額は、予定納税基準額の3分の1相当額です。

本年分の納期は、以下のとおりです。

	納期
第1期分	2021年7月1日～8月2日 (振替納税日は8月2日)
第2期分	2021年11月1日～11月30日 (振替納税日は11月30日)

## 予定納税基準額

予定納税基準額は、原則、次の要件すべてに該当する人は、**前年分の申告納税額**となります。

- ①前年分の所得金額のうち、山林所得、退職所得等の分離課税の所得（分離課税の上場株式等の配当所得等を除く。）及び譲渡所得、一時所得、雑所得、平均課税を受けた臨時所得の金額（以下、除外所得の金額）がないこと
- ②前年分の所得について、外国税額控除の適用を受けていないこと
- ③前年分の所得税について、災害減免法の規定の適用を受けていないこと

他方、該当しない人は、次の算式により計算した金額となります。

(前年分の課税総所得金額及び分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額に係る所得税額)<sup>※1</sup> - 源泉徴収税額<sup>※2</sup>

(※1) 除外所得の金額や災害減免法の規定の適用がある場合は、それぞれなかったものとして計算。

(※2) 除外所得の金額に係るものは除く。

## 予定納税の減額申請

廃業や休業あるいは業況不振などにより、その年の所得金額や税額を見積もったときに、予定納税基準額よりもその年の所得税が少なくなる場合は、申請をすることで、通知を受けた金額から減額してもらうことができます。これを「**予定納税の減額申請**」といいます。

第1期分から減額してもらうには、**6月30日の現況で見積もり、7月15日までに申請**をします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経済状況が続いています。前年よりも業績が悪化すると予想される場合は、早めに当事務所へご相談ください。

# インボイス発行のための 事前登録申請

2023年10月1日から、いわゆる「インボイス制度」が始まります。インボイス制度を適用できる請求書等の発行には、適格請求書発行事業者の登録を行う必要があります。この登録申請が2021年10月1日からスタートします。

## インボイス制度

消費税の納付税額を計算する上で、課税売上げに係る消費税額から差し引くことができる仕入税額控除を適用するには、2023年10月1日から、原則として、適格請求書の保存が必要となります。これを“適格請求書等保存方式”（インボイス制度）といいます。

## 適格請求書発行事業者

適格請求書は、適格請求書発行事業者しか交付することができません。

### (1) 登録制度

適格請求書発行事業者となるためには、所轄税務署へ登録申請を行い、登録を受ける必要があります。この登録を受けることができるのは、**課税事業者に限られます**。

### (2) インターネットで公表

適格請求書発行事業者となると、氏名又は名称及び登録番号等の情報が、インターネット上で公表されます。

### (3) 交付義務

国内で消費税が課される取引を行った場合に、課税事業者である相手方から適格請求書の交付を求められたときは、適格請求書発行事業者は、次の取引を除き、適格請求書の交付を

しなければなりません。

- ① 3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
- ② 出荷者等が卸売市場において行う、生鮮食品等の販売（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う、農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る。）
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限る。）

なお、小売業、飲食店業、タクシー業等の不特定多数の者に対して行う事業では、適格請求書の記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができます。

## 留意点

インボイス制度開始時点で適格請求書発行事業者となるためには、**2021年10月1日から2023年3月31日までの間に登録申請書を所轄税務署へ提出**しなければなりません。

なお、適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者とはなりません。ご注意ください。

インボイス制度開始まで約2年ありますが、登録申請は今年10月からスタートします。まずは概要を確認しましょう。

# 厚生労働省の履歴書様式例 性別欄を任意記載欄に変更

採用においては公正な採用選考が、応募者から提出させる応募書類には就職差別につながるおそれのある事項を含まないようにすることが、それぞれ求められています。今回、この応募書類のひとつである履歴書について、厚生労働省が新たな様式例を作成しました。

## 新たな様式例を作成した背景

厚生労働省では、これまで新規学校卒業予定者以外の応募者については、一般財団法人日本規格協会（以下、日本規格協会）がJIS規格の解説の様式例において示していた、履歴書の様式例を使用することを推奨していました。

ところが2020年7月に、日本規格協会がJIS規格の解説の様式例から履歴書の様式例を削除したため、厚生労働省で履歴書の様式について検討が行われ、新たな履歴書様式例が作成されました。

採用選考時に使用する履歴書の様式は、この様式例を参考にしつつ、“公正な採用選考”をするよう厚生労働省は周知しています。

この“公正な採用選考”とは、応募者に広く門戸を開き、本人の持つ適性・能力を基準とした公正な採用選考を指します。

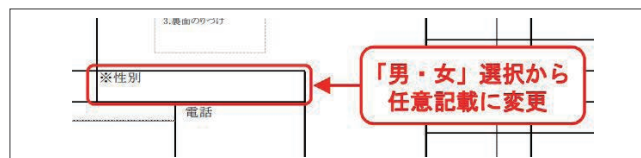
なお、履歴書の様式にこの様式例と異なる記載欄を設ける場合は、公正な採用選考の観点から特に留意が必要です。

## JIS規格との相違点

厚生労働省の新たな履歴書様式例と、従来のJIS規格様式例の相違点は次の2点です。

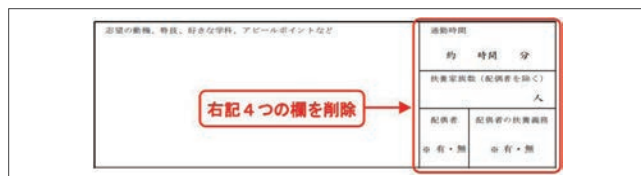
### 1. 性別欄を任意記載に

- ・性自認の多様な在り方に対応するため、「男・女」の選択ではなく任意記載欄とする。
- ・応募者が記載したい内容で記載することとなる。
- ・応募者が記載を希望しない場合は未記載となる場合がある。



### 2. 「通勤時間」「扶養家族数（配偶者を除く）」「配偶者」「配偶者の扶養義務」の4つの項目欄の削除

- ・4つの項目は、特に応募者のプライバシーの要素が非常に高い情報であることなどを踏まえ、項目欄として設けないこととする。
- ・超過勤務や休日出勤、緊急対応、配置、転勤等の関係で、4つの項目に記載された情報を把握していた場合は、公正な採用選考に留意した上で、面接時等に適切な質問で確認するようにすることとする。



図の出典はすべて厚生労働省「履歴書の様式例の作成について」<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000769679.pdf>

履歴書以外に、企業独自で応募書類を作成したり、インターネット上のホームページの中にエントリーシートを設定したりしている場合もあるでしょう。そうした書類等に、就職差別につながるおそれのある項目が含まれていないか併せて確認し、問題があれば項目を見直しましょう。

# 2020年の業種別 夏季賞与1人平均賞与額

コロナ禍で2度目の夏季賞与の支給時期を迎えます。ここでは厚生労働省の調査結果\*から、業種別に2020年の夏季賞与支給事業所における労働者1人平均賞与額（以下、1人平均賞与額）などをご紹介します。

## 支給事業所数割合は減少

上記調査結果から、事業所規模別に、2020年の1人平均賞与額などをまとめると、下表のとおりです。調査産業計は5～29人が27.5万円、30～99人が33.6万円で、いずれも前年を

上回りました。きまって支給する給与に対する支給割合は、どちらの規模も1ヶ月程度です。支給事業所数割合は、5～29人が61.7%、30～99人が86.8%ですが、どちらも**前年比で2.5%程度の減少**となりました。

2020年業種・事業所規模別 夏季賞与1人平均賞与額など (1)

業種	支給事業所における労働者1人平均賞与額 (円、%)				きまって支給する給与に対する支給割合(ヶ月)		支給事業所数割合(%)	
	5～29人	前年比	30～99人	前年比	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
調査産業計	274,523	5.1	335,961	1.4	0.98	1.10	61.7	86.8
建設業	324,007	-3.3	603,610	0.7	0.96	1.60	66.8	88.8
総合工事業	324,754	5.0	549,836	-3.4	0.97	1.59	66.6	90.9
職別工事業	250,855	-12.7	262,817	-10.5	0.76	0.70	59.8	75.0
設備工事業	381,242	-9.5	819,132	4.3	1.11	2.09	74.7	93.8
製造業	270,513	10.4	323,130	-6.7	0.90	1.09	63.0	84.8
消費関連製造業	196,574	29.4	240,296	-7.4	0.71	0.91	46.4	78.5
素材関連製造業	287,098	1.1	366,870	-8.3	0.95	1.22	71.2	91.6
機械関連製造業	307,577	11.0	337,994	-4.8	0.99	1.08	70.8	82.2
食料品・たばこ	199,353	48.8	250,638	-9.5	0.76	0.96	39.8	82.4
繊維工業	145,426	-1.3	162,819	-1.8	0.57	0.73	47.8	64.1
木材・木製品	242,393	90.5	278,284	5.0	0.84	0.97	75.1	87.1
家具・装備品	322,155	109.8	277,905	6.0	1.00	1.02	48.9	90.0
パルプ・紙	257,469	32.5	338,461	-14.2	0.85	1.22	60.1	93.6
印刷・同関連業	196,055	2.2	254,477	-1.5	0.67	0.84	49.9	77.8
化学、石油・石炭	563,592	-8.6	544,180	-1.4	1.65	1.53	76.4	95.1
プラスチック製品	257,780	11.6	298,848	-11.0	0.93	1.05	62.9	87.4
ゴム製品	249,119	73.4	258,139	-27.0	0.87	1.03	76.6	84.9
窯業・土石製品	264,243	-7.6	368,494	12.1	0.91	1.22	70.3	90.0
鉄鋼業	305,774	-28.2	493,416	4.3	1.01	1.54	81.7	92.6
非鉄金属製造業	152,551	-49.9	355,824	-15.3	0.63	1.16	46.6	92.0
金属製品製造業	266,940	4.0	331,808	-17.6	0.90	1.16	76.4	93.9
はん用機械器具	387,441	24.1	360,698	-6.8	1.28	1.17	71.9	91.4
生産用機械器具	332,970	5.6	394,374	2.1	0.97	1.16	71.3	91.9
業務用機械器具	340,763	29.9	434,894	16.6	0.90	1.31	69.2	87.5
電子・デバイス	267,181	73.8	251,263	-8.8	1.00	0.94	63.7	63.8
電気機械器具	310,604	26.7	218,239	-24.9	1.07	0.90	66.2	87.5
情報通信機械器具	512,686	42.6	436,519	12.4	1.39	1.27	75.5	71.1
輸送用機械器具	180,715	-26.9	346,155	-10.2	0.75	1.01	77.1	71.6
その他の製造業	197,907	14.9	240,325	-16.4	0.66	0.94	60.0	76.3

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

## 2020年業種・事業所規模別 夏季賞与1人平均賞与額など (2)

業種	支給事業所における労働者1人平均賞与額 (円、%)				きまって支給する給与に対する支給割合(ヶ月)		支給事業所数割合(%)	
	5~29人	前年比	30~99人	前年比	5~29人	30~9人	5~29人	30~9人
電気・ガス・熱供給等	603,896	4.1	692,672	0.4	1.85	1.75	88.8	91.9
情報通信業	401,384	6.2	495,717	-2.8	1.15	1.33	63.8	80.9
情報サービス業	384,540	-4.3	518,076	1.3	1.20	1.37	63.5	82.3
映像音声文字情報	304,530	-30.3	359,998	-34.5	1.00	1.06	45.4	72.7
運輸業、郵便業	260,765	-6.5	305,046	-3.2	0.87	0.97	61.1	86.2
道路旅客運送業	142,676	-3.8	197,969	83.2	0.47	0.76	30.9	64.7
道路貨物運送業	188,663	-18.1	233,979	-4.0	0.68	0.78	55.1	86.2
卸売業、小売業	298,660	3.0	288,012	-1.4	1.02	0.97	61.4	88.4
卸売業	454,368	-1.3	526,260	-3.2	1.33	1.43	73.4	90.7
繊維・衣服等卸売業	258,200	9.1	289,669	-4.1	0.90	0.94	60.8	88.2
飲食料品卸売業	347,982	16.3	284,436	-10.9	1.07	0.83	56.9	87.2
機械器具卸売業	523,935	3.2	711,648	8.2	1.49	1.65	74.8	97.2
小売業	208,450	4.7	126,806	1.5	0.83	0.64	56.0	86.7
各種商品小売業	60,104	-56.8	108,757	27.5	0.48	0.55	18.2	89.5
織物等小売業	130,564	-15.1	175,966	-45.8	0.73	0.70	60.2	42.9
飲食料品小売業	97,904	29.2	82,275	-5.9	0.52	0.52	26.4	88.5
機械器具小売業	390,138	-6.5	398,355	-4.9	1.19	1.31	77.1	95.8
金融業、保険業	512,578	3.8	531,611	2.8	1.61	1.57	83.9	94.2
不動産業、物品賃貸業	406,430	16.1	436,559	-2.2	1.33	1.21	73.8	89.2
不動産業	461,449	8.5	411,465	-9.7	1.40	1.23	71.5	93.1
物品賃貸業	300,375	49.5	483,450	12.2	1.16	1.18	80.2	83.0
学術研究等	383,266	-15.8	641,942	7.1	1.16	1.66	70.2	92.1
専門サービス業	308,693	-25.1	709,282	-9.6	1.09	1.62	74.1	84.2
広告業	339,637	85.2	343,204	31.5	1.11	0.99	46.1	73.7
技術サービス業	405,442	-17.8	598,022	12.1	1.13	1.65	68.0	94.4
飲食サービス業等	43,227	-6.6	42,127	-21.7	0.37	0.31	37.9	72.9
宿泊業	114,489	-17.4	73,590	-24.1	0.63	0.46	40.1	56.7
飲食店	27,639	-8.0	32,302	-11.7	0.28	0.26	35.1	75.4
持ち帰り・配達飲食	76,213	-8.6	75,242	-36.9	0.52	0.53	46.5	76.8
生活関連サービス業等	173,969	21.9	119,145	6.1	0.69	0.59	35.4	79.4
娯楽業	228,692	105.8	98,789	-9.8	0.89	0.59	53.5	85.2
教育、学習支援業	369,725	0.2	551,309	7.2	1.21	1.70	72.8	100.0
学校教育	474,572	3.2	603,697	9.0	1.55	1.84	92.8	100.0
他教育、学習支援	186,254	1.1	289,347	3.6	0.78	0.84	57.3	100.0
その他のサービス業	321,660	13.6	250,950	8.0	1.18	0.90	67.5	76.5
廃棄物処理業	277,761	-15.3	414,930	5.7	0.91	1.17	76.2	87.2
自動車整備等	432,059	13.2	574,232	11.4	1.45	1.69	75.9	95.2
職業紹介・派遣業	191,927	-3.9	131,516	-44.8	0.95	0.52	72.1	58.2
他の事業サービス	274,173	19.2	169,880	26.8	1.00	0.72	58.3	75.2

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

## 業種により異なる状況

業種別の状況は、5～29人では1人平均支給額が2万～60万円台、きまって支給する給与に対する支給割合は、0.28～1.85ヶ月、支給事業所数割合は10～90%台となりました。

30～99人では1人平均支給額が3万～80万円台、きまって支給する給与に対する支給割合は0.26～2.09ヶ月、支給事業所数割合が42.9～100%となっています。

業種によって数字の開きが大きいです、2021年はどうなるでしょうか。

## ※厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する、常用労働者5人以上の約190万事業所から抽出した約3.3万事業所を対象にした調査です。支給事業所における労働者1人平均賞与額は、賞与を支給した事業所の全常用労働者についての1人平均賞与支給額です。きまって支給する給与に対する支給割合は、賞与を支給した事業所ごとに算出した、きまって支給する給与に対する賞与の割合(支給月数)の1事業所当たりの平均です。支給事業所数割合は、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450071&bunya\\_1=03&tstat=000001011791&cycle=7&tclass1=000001015911&tclass2val=0](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450071&bunya_1=03&tstat=000001011791&cycle=7&tclass1=000001015911&tclass2val=0)

7月は、社会保険関係の提出が目白押しです。また、夏季休暇は、事前取引先への周知を徹底し、取引先の休暇状況もあわせて確認しておきましょう。

## 01 所得税の予定納税額の減額申請

7月は所得税（復興特別所得税を含む）の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されています。

## 02 労働者死傷病（軽度）報告の提出

従業員が業務上の事故・疾病で1～3日休業した場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。7月末までに4月から6月分の報告を行います。休業が4日以上になった場合はその都度報告しなければいけません。

## 03 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

7月1日現在の従業員（提出すべき被保険者全員）の4～6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は、7月1日から7月12日までです。

## 04 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種

今後、ワクチン接種の対象者が一般市民にまで拡大されていきますが、ワクチン接種後に高い確率で発熱や頭痛などの副反応が出ることが報告されています。従業員が接種をした場合、副反応により業務に従事できない事態も想定されることから、接種日の調整や休暇取得等の対応をあらかじめ検討しておくといでしょう。

## 05 熱中症対策

この時季になると、屋外作業等で熱中症が発生しやすくなります。具体的な熱中症対策について、厚生労働省や消防庁のリーフレット等も参考にして対策を行いましょう。

## 06 夏季休暇にまつわる諸業務

夏季休暇を実施する企業は、事前取引先に日程の通知をすると同時に、先方の休暇の有無（ある場合は日程）の把握をしておきましょう。また、社内全体で一斉に休暇を取る場合は、主に次の対策をとっておきましょう。

◆防犯・防火対策 → 専門業者に依頼するのか、社内で当番を組むのか等の対策をしましょう。

◆郵便など配達物の扱い

→ 郵便局には休暇中の郵便物の配達を休止し、休暇明けに一括で受け取ることができるサービスを受けるための所定の届出用紙があります。今までにこのサービスを受けたことがない場合は、最寄りの郵便局へ問い合わせしてみましょう。

◆休暇中に出勤する社員の把握

◆社員の休暇中の連絡先の把握 → 緊急連絡に備えておきましょう。

7月は、労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届のほか、夏季休暇がある場合には、取引先へ事前にお知らせするとともに、取引先の休暇状況も確認しておきましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	木	友引	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会保険の算定基礎届の提出（～7月12日）</li> <li>●所得税の予定納税額の減額申請（～7月15日）</li> <li>●来春高校卒業予定者に対する学校への求人申込及び学校訪問開始</li> <li>●令和3年度全国安全週間（～7月7日）</li> </ul>
2	金	先負	
3	土	仏滅	
4	日	大安	
5	月	赤口	
6	火	先勝	
7	水	友引	小暑
8	木	先負	
9	金	仏滅	
10	土	赤口	
11	日	先勝	
12	月	友引	<ul style="list-style-type: none"> <li>●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（6月分）</li> <li>●源泉所得税の納期の特例の適用を受けている場合の源泉所得税の納付（1～6月分）</li> <li>●労働保険の年度更新</li> <li>●社会保険の算定基礎届の提出</li> <li>●継続・有期事業概算保険料延納額の支払（第1期分）※口座振替を利用しない場合</li> </ul>
13	火	先負	
14	水	仏滅	
15	木	大安	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者雇用状況報告書及び障害者雇用状況報告書の提出</li> <li>●所得税の予定納税額の減額申請</li> </ul>
16	金	赤口	
17	土	先勝	
18	日	友引	
19	月	先負	
20	火	仏滅	
21	水	大安	
22	木	赤口	大暑 海の日
23	金	先勝	スポーツの日
24	土	友引	
25	日	先負	
26	月	仏滅	
27	火	大安	
28	水	赤口	
29	木	先勝	
30	金	友引	
31	土	先負	<ul style="list-style-type: none"> <li>●健康保険・厚生年金保険料の支払（6月分）（8月2日期限）</li> <li>●所得税の予定納税（第1期分）（8月2日期限）</li> <li>●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[4月～6月]について報告）（8月2日期限）</li> <li>●固定資産税（都市計画税）の納付（第2期分）※市町村の条例で定める日まで</li> </ul>